

議案参考資料

[令和7年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

消防本部予防課 指導係

議案名

議案第84号 桐生市火災予防条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

大船渡市における林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 火災に関する警報の発令中における火の使用制限

一般的な住宅等で使用される火を取り扱う設備や器具の変化等を踏まえ、火災に関する警報の発令中に屋内で裸火を使用するときの制限規定(窓や出入口等を閉じて使用すること。)を削ります。

2 林野火災に関する注意報に係る規定の追加

気象の状況が林野火災の予防上注意を要するときは、林野火災に関する注意報を発することができることを定めます。また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととするとともに、当該努力義務の対象となる区域を指定することができることを定めます。

3 林野火災警報の発令中における火の使用制限

林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることを定めます。

4 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にするとともに、当該行為等について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることを定めます。

(施行期日：令和8年1月1日)

背景・経過

国は、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市における林野火災を受け、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、報告書を取りまとめました。同報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、全国の自治体に対し、同年8月29日付けで、国が示す火災予防条例(例)の一部を改正する旨の通知を発出しました。